

令和5年松茂町議会第4回定例会会議録

第3日目（12月20日）

○出席議員

- 1 番 金 森 恵美子
- 2 番 川 端 順
- 3 番 尾 野 浩 士
- 4 番 鎌 田 寛 司
- 5 番 米 田 利 彦
- 6 番 村 田 茂
- 7 番 立 井 武 雄
- 8 番 佐 藤 道 昭
- 9 番 佐 藤 禎 宏
- 10番 佐 藤 富 男
- 11番 板 東 絹 代
- 12番 川 田 修

○欠席議員

な し

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職・氏名

町 長	吉 田 直 人
副 町 長	富 士 雅 章
教 育 長	丹 羽 敦 子
総務部長	松 下 師 一
産業建設部長	吉 崎 英 雄
教育次長兼社会教育課長	原 田 賢
民生部長	山 下 真 穂
税務課長	藤 田 弘 美
総務課長	入 口 直 幸
チャレンジ課長	袴 田 智 香
危機管理課長	山 口 高 史
上下水道課長	石 森 典 彦
産業環境課長	谷 本 富美代
環境センター所長	飯 田 雅 章
建設課長	永 井 義 猛
住民課長	佐 藤 友 美
学校教育課長	河 野 歩 美
福祉課長	宮 本 早 苗
長寿社会課長	河 野 聖 子

○職務のため議場に出席した職員の職・氏名

議会事務局長	多 田 雄 一
議会事務局主査	森 吉 梢

令和5年松茂町議会第4回定例会会議録

令和5年12月20日（第3日目）

○議事日程（第3号）

- 日程第1 議案第55号 松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報提供に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第2 議案第56号 松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 日程第3 議案第57号 松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第4 議案第58号 令和5年度松茂町一般会計補正予算（第6号）
- 日程第5 議案第59号 令和5年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第60号 令和5年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第61号 令和5年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 議案第62号 令和5年度松茂町下水道特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 委員会の閉会中の継続調査について

○議事日程（第3号の追加1）

- 日程第1 議案第63号 令和5年度松茂町一般会計補正予算（第7号）

令和５年松茂町議会第４回定例会会議録

第３日目（１２月２０日）

午前１０時００分再開

○議会事務局長【多田雄一君】　ただいまから、令和５年松茂町議会第４回定例会の再開をお願いいたします。

まず初めに、川田議長からご挨拶がございます。

○議長【川田　修君】　皆様、おはようございます。

令和５年松茂町議会第４回定例会３日目の開会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は本日が最終日となりました。冷え込みの厳しい日となりましたが、議員の皆様全員のご出席をいただきました。ありがとうございます。議事日程が円滑に進みますようご協力をお願い申し上げまして、ご挨拶とさせていただきます。

○議長【川田　修君】　ただいまの出席議員は１２名で、地方自治法第１１３条による定足数に達しております。よって、議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

○議長【川田　修君】　これから本日の日程に入ります。

議事日程第３号は、お手元に印刷配付のとおりです。

まず、日程第１、議案第５５号「松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第８、議案第６２号「令和５年度松茂町下水道特別会計補正予算（第３号）」までを一括議題といたします。

各常任委員長の報告を求めます。

初めに、立井総務常任委員長から報告を求めます。

立井総務常任委員長。

○総務常任委員長【立井武雄君】　おはようございます。

それでは、議長の許可がありましたので、総務常任委員会のご報告を申し上げます。

令和５年第４回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第５５号、

議案第５６号及び議案第５８号（所管分）の議案３件でございました。

去る１２月１５日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案のとおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

まず、議案第５５号、松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、議案書４ページからと議案参考資料１ページからなります。

この条例は、マイナンバーの松茂町独自利用条例で、国が追加機能として導入した公金受取口座情報を町の独自事務で利用するため、必要となる条例などの改正を行うほか、国の法改正等に伴う所要の改正を行うものであります。

次に、議案第５６号、松茂町国民健康保険税条例の一部を改正する条例につきましては、議案書６ページからと議案参考資料４ページからになります。

子育て世帯の経済的負担軽減、次世代育成支援の観点から、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法などの一部を改正する法律等が公布され、国民健康保険制度において、出産する被保険者にかかる産前産後期間相当分の保険税を免除する制度が創設されました。これに伴い松茂町国民健康保険税条例において所要の改正を行うものであります。

次に、議案第５８号、令和５年度松茂町一般会計補正予算（第６号）所管分につきましては、議案書１０ページからと議案参考資料７ページ及び８ページになります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ１億５,９４６万１千円を追加し、補正後の予算の総額を７１億４,３４６万８千円とするものです。

歳入の主なものとしましては、ふるさと納税による寄附金４００万円、板野東部消防組合分担金繰越金返納金１,１３６万６千円を増額補正し、臨時財政対策債１,３００万円などを減額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、ふるさと納税返礼品購入などに要する経費２００万円などを増額補正し、友好都市交流事業中学生派遣補助金１６７万５千円、町議会議員選挙費１,０３９万３千円などを減額補正するものです。

この件に関しては、次のような質疑がありました。

ふるさと納税の件数と金額は幾らぐらいですかという質疑があり、件数は１１月末現在

で８９４件です。金額は４，１００万２千円ですという答弁がありました。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しまして、ご賛同くださいますよう、よろしくお願いし、報告といたします。

○議長【川田 修君】 ただいま、立井総務常任委員長の委員長報告が終わりました。

総務常任委員会に付託いたしました議案第５５号から議案第５６号まで及び議案第５８号（所管分）の議案３件について、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 次に、尾野産業建設常任委員長から報告を求めます。

尾野産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長【尾野浩士君】 おはようございます。

それでは、議長の許可がありましたので、産業建設常任委員会のご報告を申し上げます。

令和５年第４回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第５８号（所管分）及び議案第６２号の議案２件でございました。

去る１２月１５日に当委員会を開催し、慎重に審査いたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容、質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

まず、議案第５８号、令和５年度松茂町一般会計補正予算（第６号）所管分につきましては、議案書１０ページからと議案参考資料の７ページになります。

歳入の主なものにつきましては、国及び県の農業費補助金、初期投資促進事業補助金６２万７千円の減額補正は、新規就農者が農機具の購入に対して、国２分の１、県４分の１の補助を受けるものです。県単土地改良事業補助金２１８万９千円の増額補正は、農業用排水路の補修などに対して、県３０％の補助を受けるものです。

歳出の主なものとしましては、松茂町肥料価格高騰対策事業補助金で３７０万円の増額補正は、物価高騰の影響を受けた町の特産物に対する支援を行うため、国及び県が化学肥

料の低減に向けて取り組む農業者に対して肥料価格の高騰分の 8.5 割を補助した残りの 1.5 割分の補助を行うものです。

この件に関しましては、次のような質疑がありました。

新規就農者は何名いましたか。また、どのような品目ですかという質疑があり、昨年度から新規就農者が 2 名いまして、1 人目が豊岡で甘藷、2 人目が中喜来で梨を作っていますという答弁がありました。

次に、議案第 62 号、令和 5 年度松茂町下水道特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、議案書の 42 ページから 48 ページまでになります。

下水道事業収益の他会計補助金 510 万円の減額補正は、一般会計補助金を減額するものです。収益的支出の営業費用 510 万円の減額補正は、営業費用の委託料の執行見込みによるものです。

資本的支出の建設改良費 53 万 8 千円の減額補正は、管渠整備事業費の委託料の執行見込みにより、104 万 1 千円を減額補正し、流域下水道建設負担金の確定により、50 万 3 千円を増額補正するものです。

以上で、当委員会に付託されました案件につきまして、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますよう、よろしくお願いし、報告といたします。

○議長【川田 修君】 ただいま、尾野産業建設常任委員長の報告が終わりました。

産業建設常任委員会に付託いたしました議案第 58 号（所管分）及び議案第 62 号の議案 2 件について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（質疑なし）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 次に、米田教育民生常任委員長から報告を求めます。

米田教育民生常任委員長。

○教育民生常任委員長【米田利彦君】 おはようございます。

それでは、議長の許可がありましたので、教育民生常任委員会の報告を申し上げます。

令和 5 年第 4 回定例会におきまして、当委員会に付託されました案件は、議案第 57 号

から議案第61号まで、議案5件でございます。

去る12月15日に当委員会を開催し、慎重に審査をいたしました結果、いずれも原案どおり可決いたしました。

以上が、当委員会における結果の報告でございます。

なお、審査の内容及び質疑と回答の主なものについて、簡潔に申し上げます。

まず、議案第57号、松茂町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、議案書9ページからと議案参考資料5ページ、6ページとなります。

この条例は、保育所や認定こども園等の運営基準を定めるもので、松茂町の基準は基本的に国の基準に準拠したものとなっております。このたび、国が定める基準が改正されたことに伴い、関連する箇所について所要の改正を行うものでございます。

続きまして、議案第58号、令和5年度松茂町一般会計補正予算（第6号）（所管分）について、議案書10ページからと議案参考資料7ページになります。

歳入の主なものといたしましては、総務費国庫補助金の社会保障・税番号制度システム整備費補助金の増額補正で、総務省と法務省が所管する業務で、住基と戸籍に振り仮名表記をするために必要なシステム改修費用に対する補助金として、総額1,170万4千円となっております、なお、補助率は100%を見込んでおります。

次に、歳出の主なものといたしましては、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金費1億3,486万3千円の増額補正で、これは、非課税世帯へ7万円の給付金事務を執行する際に必要な事務費と1,850世帯への給付金です。

また、教育費で、幼稚園管理費の負担金、補助及び交付金で737万5千円の減額補正は、施設利用などにかかる見込みによるものでございます。

この件に関しまして、次のような質疑がございました。

民生費の子育て世帯生活支援特別給付金費の国庫返納金が多いのはどうしてですかという質疑で、当初、低所得世帯の子ども1人当たり5万円の支給が、160人を見込んでおりましたが、実績確定で148人となりましたので、その給付費の返還分と事務費の確定による返還分となっておりますという答弁がありました。

続きまして、議案第59号、令和5年度松茂町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、議案書29ページから32ページになります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ125万円を追加し、補正後の予算の総額を16

億 5,255 万 9 千円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、繰越金で 124 万 9 千円の増額補正で、全額、前年度繰越金によるものです。

次に、歳出の主なものといたしましては、償還金の 95 万円の増額補正で、令和 4 年度に交付された国・県の補助金の実績確定によるものです。

続きまして、議案第 60 号、令和 5 年度松茂町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）につきましては、議案書 33 ページから 38 ページまでになります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 1,765 万 5 千円を追加し、補正後の予算の総額を 11 億 5,301 万 8 千円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、事業費国庫補助金 108 万 6 千円の増額補正で、制度改正の対応に伴い、現在運用する介護保険電算システムを改修するもので、改修費の 2 分の 1 の額を国庫補助金で受けるものでございます。

次に、歳出の主なものといたしましては、一般管理費及び介護認定審査会の委託料、合わせて 504 万 5 千円の増額補正で、国において 3 年ごとに介護保険制度の基本指針や基準省令が改正されます。また、令和 6 年 4 月からの介護報酬の改定に対応するため、例規整備支援業務委託及びシステム改修委託を行うものでございます。

続きまして、議案第 61 号、令和 5 年度松茂町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、議案書 39 ページから 41 ページまでになっております。

既定の歳入歳出予算の総額からそれぞれ 283 万 3 千円を減額し、補正後の予算の総額を 2 億 3,498 万 3 千円とするものです。

歳入の主なものといたしましては、特別徴収保険料 688 万 1 千円の減額、普通徴収保険料 284 万 2 千円の増額で、実績見込みによる補正を行うものです。

次に、歳出の主なものといたしましては、後期高齢者医療広域連合納付金 283 万 3 千円の減額補正です。保険料負担金 403 万 9 千円を減額補正し、基盤安定負担金 120 万 6 千円を増額補正するものでございます。

以上で、当委員会に付託されました案件につきましては、私の報告を終わりますが、議員各位におかれましては、当委員会の決定に対しましてご賛同くださいますよう、よろしくお願いして、報告といたします。

○議長【川田 修君】 ただいま米田教育民生常任委員長の委員長報告が終わりました。

教育民生常任委員会に付託いたしました議案第 57 号から議案第 61 号までの議案 5 件

について、これから質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

以上で、各常任委員長の報告は全て終了いたしました。

○議長【川田 修君】　これから討論に入ります。

日程第１、議案第５５号「松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第８、議案第６２号「令和５年度松茂町下水道特別会計補正予算（第３号）」までの議案８件を一括して討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】　これから採決に入ります。

日程第１、議案第５５号「松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」から、日程第８、議案第６２号「令和５年度松茂町下水道特別会計補正予算（第３号）」までの議案８件を、一括して採決に入ります。

なお、この採決は起立によって行います。

各議案に対する各委員長の報告は、いずれも各常任委員会において原案可決でございます。

各委員長報告のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

ありがとうございました。全員起立です。

よって、日程第１、議案第５５号「松茂町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条

例の一部を改正する条例」から、日程第 8、議案第 6 2 号「令和 5 年度松茂町下水道特別会計補正予算（第 3 号）」までの議案 8 件は、原案のとおり可決されました。

○議長【川田 修君】 続まして、日程第 9「委員会の閉会中の継続調査について」であります。

総務常任委員長、産業建設常任委員長、教育民生常任委員長、広報常任委員長、議会運営委員長、予算決算特別委員長及び議会改革特別委員長からお手元にお配りしておりますとおり、会議規則第 7 5 条の規定により、閉会中の継続調査の申出書が提出をされております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出のとおり、閉会中の経常継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

よって、委員会の閉会中の継続調査については、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

追加日程表配付のため、小休いたします。

午前 1 0 時 2 9 分小休

午前 1 0 時 3 0 分再開

○議長【川田 修君】 小休前に引き続き、再開いたします。

ただいまお手元に配付してありますとおり、追加議案が提出されております。

この際、これを日程に追加して議題としたいと思います。

これに異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

日程第 1、議案第 6 3 号「令和 5 年度松茂町一般会計補正予算（第 7 号）」についてを議題といたします。

吉田町長から発言を求められておりますので、これを許します。

吉田町長。

○町長【吉田直人君】 それでは、追加議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

議案第63号、令和5年度、松茂町一般会計補正予算（第7号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4,441万2千円を追加し、補正後の予算の総額を71億8,788万円とするものであります。

今回の補正予算につきましては、国の予防接種健康被害救済制度に基づき、厚生労働大臣が新型コロナワクチンによる健康被害を認定した方について、予防接種法第15条により給付するものであります。

歳入といたしましては、国庫支出金として4,441万2千円を増額し、歳出といたしましては、予防接種健康被害給付費として同額を増額するものであります。給付費は全額国費で賄われ、迅速な救済のため、このたび補正をお願いするものであります。

ご審議の上、可決決定賜りますようお願いいたします。

○議長【川田 修君】 吉田町長の提案理由の説明は終わりました。

次に、担当職員の詳細説明を求めます。

山下民生部長。

○民生部長【山下真穂君】 それでは、私から、第4回定例会追加議案第63号について説明申し上げます。追加議案書1ページをお開きください。

議案第63号、令和5年度松茂町一般会計補正予算（第7号）。令和5年度松茂町一般会計補正予算（第7号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,441万2千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ71億8,788万円とするというものでございます。

今回の補正予算につきましては、先ほどの町長の提案理由にもありましたように、国の予防接種による健康被害の救済措置としての給付を行うことによる補正でございます。

予防接種法第15条においては、「定期の予防接種等を受けた者が疾病にかかり、障がいの状態となり、または死亡した場合において、当該疾病、障がいまたは死亡が当該定期の予防接種等を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、給付を行う。」と定められています。

このたび、松茂町の住民基本台帳に記載のある方で、新型コロナウイルスワクチン接種後に死亡された方がおり、厚生労働大臣から、「死因については当該予防接種が原因にな

った可能性が否定できないため、予防接種法第15条第1項の規定に基づき、当該死亡が当該予防接種を受けたことによるものである。」と認定されました。

この認定により、死亡一時金と葬祭料が給付されることとなりますが、遺族には、松茂町から給付、町が負担した給付費全額を国庫から松茂町に負担金として支出される流れとなります。こうしたことから、今回の追加議案として補正予算を計上させていただきました。

それでは、説明の都合上、歳出について、先に説明させていただきます。追加議案書3ページ下段をご覧ください。

款15、衛生費、項1、保健衛生費、目8、新型コロナウイルスワクチン接種費、節18、負担金補助及び交付金で、先ほどの予防接種健康被害給付費死亡一時金と葬祭料で4,441万2千円の増額補正を、また、この歳出に対する国庫負担金として、上段をご覧ください。歳入です。款45、国庫支出金、項1、国庫負担金、目2、衛生費国庫負担金、節8、予防接種健康被害給付費国庫負担金で、新型コロナウイルス予防接種健康被害給付費国庫負担金、松茂町が負担した給付と同額の4,441万2千円の増額補正をするものでございます。

以上、補正予算の説明とさせていただきます。ご審議よろしく願いいたします。

○議長【川田 修君】 以上で、提案理由の説明及び詳細説明は終わりました。

これから、議案第63号についての質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(質疑なし)

質疑なしと認めます。

これで質疑を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから、議案第63号について討論に入ります。

討論ございませんか。

(討論なし)

討論なしと認めます。

これで討論を終結いたします。

○議長【川田 修君】 これから採決に入ります。

議案第63号「令和5年度松茂町一般会計補正予算（第7号）」を採決いたします。

なお、この採決は起立によって行います。

原案のとおり決定することに賛成の方はご起立願います。

（起立全員）

ありがとうございました。

全員起立です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

○議長【川田 修君】 以上をもちまして、本定例会に提出されました議案等は全て審議を終了いたしました。

お諮りいたします。

これで、令和5年松茂町議会第4回定例会を閉会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長【川田 修君】 異議なしと認めます。

以上で、令和5年松茂町議会第4回定例会を閉会いたします。

どうもありがとうございました。

午前10時39分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

議 長 川 田 修

署名議員 佐 藤 禎 宏

署名議員 佐 藤 富 男